

●まちの情報誌●



広報

2016
JUNE
6月号

たかとり

町の人口

男 3,370人
女 3,723人
計 7,093人
世帯数 2,861戸
2016年4月末現在

No. 505

「元気サロン」で 楽しく介護予防！



5月18日（水）に、リベルテホールで元気サロンが行われました。元気サロンは、毎月開催される介護予防を目的とした教室です。今回は、棒ビクスによる有酸素運動を行い、みなさんは、それぞれ無理のない範囲で楽しんでおられました。

（元気サロンの案内については
8ページをご覧ください）

◆ 心やすらぐふるさと高取 ◆

大字区長さんを紹介します！

紹介します！

大字区長



地域の自治振興のために
お世話をいただく区長さんが
決まりました。

(※印は、新たに区長にな
られた方)

自治会役員

監査	理事	副会長	会長	役員名
西井 均	平山 勇三	長谷川宏之	川西 康陽	安田 元平

佐 田	森 摩	薩 井	田 庄	与 楽	寺 崎	越 智	車 木	兵 庫	丹生谷1区	丹生谷2区	谷 田	市 尾	藤 井	羽 内	松 山	吉 備	観 覚	下 土	上 土	下 子	上 子	清 水	グリーンタウン	大 字	
安 田	元 平	長 谷 川 宏 之	松 本 隆 雄	山 田 高 福	吉 田 正 秀	片 川 孝 一	吉 史 敏 男	吉 川 静 雄	※ 米 川	※ 永 井	吉 川 賢 一	奥 田 雅 彦	樹 屋 康 陽	川 西 勇 二	平 山 正 文	※ 西 井	橋 本 俊 男	澤 井 勇 一	松 本 吉 司	奥 田 茂 和	土 佐 均	子 島 西 井	予 島 中 田	水 谷 宮 本	大 字

〔敬称略〕

高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金) 特設受付会場について

平成28年5月より「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」の申請を受付しているところですが、役場窓口以外でも、特設受付会場で「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」の申請受付を下記のとおり行います。

特設受付会場スケジュール

日 時	9時～10時	10時30分～11時30分	13時30分～14時30分	15時～16時
7月4日(月)	上子島公民館	下子島公民館	上土佐公民館	下土佐公民館
7月5日(火)	寺崎農業集会所	与楽公民館	薩摩公民館	佐田公民館
7月6日(水)	吉備公民館	森公民館	田井庄公民館	松山公民館
7月7日(木)	市尾公民館	兵庫公民館	車木公民館	越智公民館
7月8日(金)	高取町構造改善センター (藤井公民館)	谷田公民館	観覚寺公民館	
7月11日(月)	清水谷公民館	グリーンタウン集会所	いきいきふれあいセンター	

※お住まいの大字にかかわりなく、どの会場においても受付します。

※高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)とは?

一億総活躍社会の実現に向け、賃金引上げの恩恵がおよびにくい所得の少ない高齢者の方を支援するため支給されるものです。

○支給対象者 平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当する方のうち

- ・平成29年3月31日までに65歳以上になる方
- ・平成27年度分の住民税が課税されていない方

(ただし、課税されている方に扶養されている方や生活保護を受給している方は除きます。)

○支給額 支給対象者1人につき30,000円(1回限り)

○受付期間 8月8日(月)まで ※受付期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。

◇問い合わせ 福祉課

税務課からのお知らせ

◆平成28年度

町民税第1期分の納期です

6月30日（木）の納期限までに納めていただきますようお願いします。

なお、納期限後に納付すると、督促手数料および納期限の翌日から納付日までの日数に応じ、その納付税額に延滞金を加算した額での納付となりますので、ご注意してください。

町民税の納税通知書は、6月中旬頃に郵送する予定です。

◆町税の納付方法が変わります

コンビニ納付が可能になります。（1件30万円以上は金融機関または役場窓口）

□座振替不能の通知がなくなります。

期限を過ぎた納付書は使えなくなります。（□座振替不能、納期限経過後の納付は役場窓口）

◆町税の納付は、便利で確実な□座振替で

近隣の取扱い金融機関の窓口に「□座振替依頼書」を常備しています。

通帳と届出印をご持参の上、取扱い金融機関でお申込ください。

滞納処分について

税金は、納税者の方が定められた納期限までに自主的に納めていただっこことになりますが、この納期限までに税金が完納されない場合には、納期限内に納められた方との公平性を保ち、町の租税債権を保全するために、本来の税額に延滞金を算して納付いただくことになるほか、「滞納処分」を行うことがあります。

滞納処分とは、税金を滞納している人（滞納者）の意思に関わりなく、滞納になつてゐる税金を強制的に徴収するため、その人の財産を差し押さえ、換価し、滞納になつてゐる税金に充てて完納させる一連の手続を言います。

【督促】
納期限までに納付されない場合、督促状を送付して納めていただくよう督促します。

【差し押さえ】
不動産等）を発見するために、官公署・金融機関・勤務先・取引先・滞納者の財産を占有する第三者等に対し調査を行います。

【財産調査および捜索】
それでも納付がない場合は、

滞納者の財産（預貯金・給与・不動産等）を発見するために、官公署・金融機関・勤務先・取引先・滞納者の財産を占有する第三者等に対し調査を行います。
また、財産を発見、差し押さえなどの必要がある場合、滞納者やその関係者の住居を相手の方の意思に関係なく強制的に捜索することができます。
※これらの調査や捜索は、法律の規定に基づき、滞納者に事前に了解を得ずに行うことできます。（国税徴収法第141条、第142条～第147条）

【差し押さえ】
財産調査で発見された、滞納者の財産に対する差し押さえを行います。差し押さえを行つた場合、滞納者やその利害関係者（会社、金融機関、生命保険会社、不動産の抵当権者など）に「差押通知書」を送付します。
※法律では、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納していないときは財産を差し押さえなければならない」となつております。

◆預貯金・給与を差し押さえられると…



給与の場合は勤務先へ「差押通知書」が送付されます。

預貯金の場合は金融機関へ「差押通知書」が送付されます。

差し押さえられた預貯金・給与は取立て後、滞納町税に充當されます。

◆不動産を差し押さえられると…

不動産の登記簿上に差し押さえの登記がされます。

登記簿上の権利者などに「差押通知書」を送付し、財産を差し押さえたことを通知します。

差押不動産を売却しようとしても、差し押さえの登記があるため売却できなくなっています。

差し押さえ後も納付がない場合は公売により換価し、滞納町税に充当されます。

◆差押財産の換価・公売

差し押さえた後も納付いただけない場合は、取立て・公売により差押財産の換価処分を行い、町税に充てることになります。換価処分とは、町税等債権を確保する最終的な措置で、その目的は、滞納者の意思に關わらず強制的に財産を取立て・売却して代金を滞納税額に充てることになります。

路線調査の実施について

固定資産税の評価に関する調査として、町内の道路の調査を行います。町から委託を受けた業者が道路の幅員の測量や現況写真の撮影等を行います。ご迷惑をおかけしますがご了承ください。なお調査員は身分証を携帯しております。

◇調査期間 6月～7月
◇調査区域 町内一円の公道および一部の私道

◇問い合わせ 税務課

てんいち先生



多くの募金
ありがとうございました

平成27年6月6日に行った育成小学校終幕式において、皆さまから156,072円の募金をいただきました。集まった募金は、特別養護老人ホームたかとり記念樹費用として、平成記念病院へお納めしました。

育成小学校卒業生有志の会

陵に真向ふ畠の柿若菴

陀羅助を売る宿坊の夏炉かな
河合 和子

荒梅雨に閉ざす敦盛蕎麦の茶屋
宮原 昭子

似向

A black and white illustration of a small elephant standing among fallen leaves. The elephant is facing right, with its trunk slightly down. It is surrounded by numerous fallen leaves of various shapes and sizes, some of which are scattered around its feet.

乳幼児医療費助成制度を受給されている方へ

平成28年1月2日以降に高取町に転入された方は、平成28年1月1日現在の住所地市町行の平成28年度（平成27年中）

8月1日以降に医療費助成制度
に該当するかを確認するために加
入保険および所得の調査を行いま
すので必ず申請してください。

◎申請に必要なもの

- ・申請書

村発行の平成28年度（平成27年中）の所得証明書
心身障害者医療費助成制度
重度心身障害老人等医療費助成制度を受給されている方は
身体障害者手帳または療育手帳

○申請に必要なもの
引き続き医療費助成制度に該当するかを確認するために加入保険および所得の調査を行いますので必ず申請手続を行ってください。

申請期間
年1月1日現在の住所地市町村
発行の平成28年度（平成27
年中）の所得証明書（コピー一
式）
精神障害者保健福祉手帳
(コピー一式)

友は喜びくるる
しばし鳴き夕空をゆく鳥のかけ
汝も一点の命を生きむ

心身障害者医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度・重度心身障害老人等医療費助成制度を受給されている方へ

現在お持ちの医療費受給資格

振込先のわかるもの

卷之三

精神障害者医療費受給資格証をお持ちの方へ

短歌

国保だより

【特定保健指導ってなに?】

特定保健指導を「存じですか?

国民健康保険では、特定健康診査等を受診された結果、生活习惯病の発症リスクが高いと判定された方を対象に生活习惯を見直すサポート(特定保健指導)をしています。

特定保健指導には、リスクの程度に応じて、動機づけ支援と積極的支援があります。対象となるされた方には、特定健診の結果通知送付時に「特定保健指導利用券」を同封しています。

「いつたい保健指導って何をするの?」



●特定保健指導では対象者に応じて左記のメニューを行います。

- ① 血圧・腹囲・体組成の測定
- ② 受診結果の説明
- ③ 目標設定

食事や運動で「できそつなこと」を考え、目標をたてます。

組み

保健師や栄養士が、途中経過をお電話でうかがいます。

④ 6か月後、血圧・腹囲・体重組成の再測定
半年前と比べてどう変わったか評価します。

組み

●利用券が送付された方
高取町では、保健指導対象者の方に、役場にて保健師・栄養士による面談を行つてあります。対象者に合わせたアドバイスを行い、生活習慣改善の実践を促します。
また、医療機関で特定保健指導を受けることもできます。(※特定保健指導は指定されています。利用券を送付の際に、医療機関一覧を同封しておりますので、ご確認ください。)

「健診の結果と一緒に利用券が同封されているけど...」

特定健診等を受診いただき、「特定保健指導利用券」がお手元に届いた方は、ぜひとも保健指導を御利用いただき、今後の生活改善に役立て、明るく健康な生活を送りましょう!

第45回

奈良県高齢者美術展作品募集

作品創作をとおして高齢者の積極的な社会参加と生きがいづくりを推進するとともに、高齢者の社会文化活動について一層の普及啓発を図ることを目的として開催されます。

◎とき 9月2日(金)~9月7日(水)
9時~17時(9月5日は休館日)

◎ところ 奈良県文化会館 展示室
(奈良市登大路町)

出品資格者 県内在住の昭和33年4月1日以前に生まれたアマチュアの方
◎部門 日本画、洋画、書、工芸、手芸、写真(6部門)
◎出品作品 作品は、出品者により創作されたもので、1部門につき1人2点までとし、未発表のものに限りります。

◎出品手数料 1点 1,000円
◎出品申込 7月1日(金)まで

※詳しくは福祉課まで問い合わせください。



「お口の健康診査」 口腔健診を実施します

高齢者の健康を保持・増進し、生活の質(QOL)の向上を図り、健康寿命の延伸を目的とします。

◎健診対象者 75歳・80歳・85歳(平成28年4月1日現在)の奈良県後期高齢者医療被保険者

◎一部負担金 なし

◎実施期間 6月1日~11月30日

◎実施方法 一般社団法人奈良県歯科医師会に属する奈良県の歯科医療機関にて、口腔健診を実施

◎口腔健診の申込方法 口腔健診実施歯科医療機関へ事前に電話等にてお申込頂き、受診の当日、受診券(はがき)※被保険者証をご持参ください。※受診券は、広域連合から健診対象の被保険者の方に送付されます。

◎口腔健診実施歯科医療機関は役場住民課または奈良県後期高齢者広域連合に問い合わせください。広域連合のホームページでも掲載しています。

◎問い合わせ 奈良県後期高齢者医療広域連合事業課 0744-29-8430

キトラ古墳周辺地区
(国営飛鳥歴史公園)が
開園します

9月24日(土)に、国営飛鳥歴史公園の5番目の地区となるキトラ古墳周辺地区が開園します。当地区は、平成13年に設置が閣議決定され、キトラ古墳を周辺の自然環境や田園景観とあわせ一体的に保全し、多くの方に飛鳥の歴史や風土、文化を楽しんでいただくために整備した13.8ヘクタールにおよぶ公園です。

開園後は、園内の中核施設である「キトラ古墳壁画体験館(四神の館)」において、キトラ古墳や飛鳥の歴史を学ぶことができます。また、園内の工房や田畠において、飛鳥を楽しむ様々なプログラムを体験することができます。開園日には開園記念式典(国土交通省近畿地方整備局および文化庁主催)を実施するとともに、9月24日(土)および9月25日(日)に開園記念行事を実施します。開園に合わせて、キトラ古墳壁画体験館四神の館1階(文化庁)に開される予定です。(公開は期間限定となる見込み)

開される予定です。(公開は期間限定となる見込み)



吉野川分水について

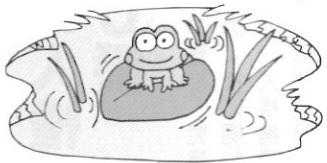
本年度の吉野川分水の通水期間は、6月3日～9月20日の112日間です。通水期間中の事故防止などを図るため、次のことについてご協力をお願いします。

◆ 分水幹線水路へ立ち入らないこと。

◆ 水路構造物、樋門、上砂ゲート、余水ゲートなどに手を触れないこと。

◆ 水路内へ汚物、木片、石、塵芥、草などを投げ込まないこと。

◆ 河川の急激な流量増減があると思われますので十分注意すること。



◇ 平日止水日数

6月22、23、29、	30日の4日間
7月6、7、13、14日の4日間	
8月10、11、17、18、24、25日	

◇ 中干し日数

7月19～25日の7日間

※ 詳しくは、各大字水利委員またはまちづくり課までお問い合わせください。

PCB含有蛍光灯安定器等について、指定期間内に特別登録を行うと、処理費用が3%割引となります。（別途、奈良県内では平成28年10月から6ヶ月間実施されますので、ぜひご利用ください。）

詳しく述べはJESCO北九州PCB処理事業所営業課

06-(6575)5585に
お問い合わせください。



PCB含有蛍光灯安定器等について、指定期間内に特別登録を行つて、処理費用が3%割引となります。（別途、奈良県内では平成28年10月から6ヶ月間実施されますので、ぜひご利用ください。）

詳しく述べはJESCO北九州PCB処理事業所営業課

0742(27)8747

【問い合わせ】

奈良県くらし創造部景観・環境局廃棄物対策課産業廃棄物第二係

0742(27)8747

PCB含有蛍光灯安定器等について、指定期間内に特別登録を行つて、処理費用が3%割引となります。（別途、奈良県内では平成28年10月から6ヶ月間実施されますので、ぜひご利用ください。）

詳しく述べはJESCO北九州PCB処理事業所営業課

06-(6575)5585に
お問い合わせください。

【ポリ塩化ビフェニール（PCB）とは】
ポリ塩化ビフェニールは、化學的に安定し、電気絶縁性が良い等の性質を有した工業的に合成された化合物で、受変換器の熱媒体、感圧複写紙等の絶縁油、熱交換器（高圧トランス・コンデンサなど）等の電気機器に広く利用されていました。

しかし、人の健康および生活環境に係る被害を生ずる物質であったため、昭和47年以来は新たな製造は中止されています。

【PVCを含む機器を不法投棄や不適正な方法で処分した場合は、法により罰せられます。】

また、PCBを含む電気機器（トランス、コンデンサ、業務用・施設用蛍光灯安定器など）を使用または保管しているときはPCB特別措置法に基づき届出が必要です。

【問い合わせ】

事務所などの電気室、キュービクルや倉庫などを念のため確認してください。

PVCを含む機器を見つかった場合、すぐに届出をしてください。

【問い合わせ】

PCBを含む機器を不法投棄や不適正な方法で処分した場合は、法により罰せられます。

【問い合わせ】

PCBを含む機器を見つかった場合、すぐに届出をしてください。

PCB含有安定器等の処理費用が3%割引に



そろそろ、冷たい水がおいしくなる季節。水道水は大切な飲み水であることはもちろん、料金もいろいろなところで使われています。

みなさんの家の蛇口から出でる水道水は、ダムや川などの水が浄水場できれいにされ、町内の水道管を通つて届けられています。ダムをつくる人、水道管を工事する人など、多くの人の努力がなければ水道水も届きません。

6月1日から1週間は水道週間です。この機会に水道のことを考えてみましょう。

◆ メーターはいつも見られるように！

水道メーターは、みんながお使いになつた水量をはかり、お水道料金をお支払いいただくものになります。水道料金をお支払いいただくものになる大切なものです。水道メーターの検針は、毎月お伺いして使用量をお知らせいたします。

いつも正確に能率よく検針できるようご協力を願っています。

◆ 屋内漏水の見つけ方

家の中の蛇口を全部閉めてから、水道メーターを見て、パイロット（銀色の六角形）が動いている時は屋内漏水の疑いがあります。

町登録の指定給水装置工事事業者へ調査を依頼してください。

◆ 口座振替ご利用の方

毎月22日（休日の場合は翌営業日）は、口座振替指定日です。万一、預金不足などで振り替えできなかつた場合は、翌月の5日に再度振り替えさせていただきます。22日に振り替えできますよう残高確認をお願いします。

◆ 水道工事は町登録の指定業者にご家庭で給水装置の新設、増設、修理などの工事を行うときは、町に登録されている指定給水装置工事事業者にお申し込みください。

◆ 水道工事は町登録の指定業者にご家庭で給水装置の新設、増設、修理などの工事を行うときは、町に登録されている指定給水装置工事事業者にお申し込みください。

◆ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

・ 水道の用途が変わったときは、水道の所有者、使用者が替わること

・ 水道を開栓または閉栓するとき

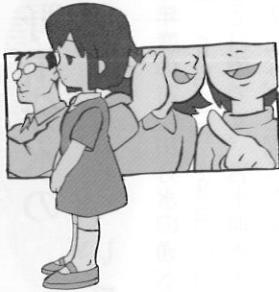
・ 転入されるとき

・ 転出されるとき

・ 転居されるとき

子どもの人権 110番

いじめ・体罰・不登校・児童虐待などの子どもの人権に関する問題について、人権擁護委員および法務局職員が左記のとおり、無料・秘密厳守で相談に応じます。



○と き
6月27日(月)～7月1日(金)
8時30分から19時まで
7月2日(土)・3日(日)
10時～17時

◇対象 全国一斉「子どもの人権110番」電話番号
0120(007)110
※携帯電話・PHS使用可、
IP電話使用不可
(フリーダイヤル)

◇問い合わせ 奈良地方法務局人権擁護課
0742(23)5457

○問い合わせ
受付 現況届受付期間
6月1日～6月30日
その他、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

※平成28年1月2日以降に高取町に転入された方のみ
印鑑 証明書

◇と き
6月27日(月)～7月1日(金)
8時30分から19時まで
7月2日(土)・3日(日)
10時～17時

◇全国一斉「子どもの人権110番」電話番号
0120(007)110
※携帯電話・PHS使用可、
IP電話使用不可
(フリーダイヤル)

◇問い合わせ 奈良地方法務局人権擁護課
0742(23)5457

児童手当を受けている方は、毎年必ず6月中に「現況届」を提出しなければなりません。この届は、毎年6月1日における状況を記載していただき、児童手当を引き続いて受けたことがあるかどうかを確認するためのものです。この届の提出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

◇所得制限について 所得制限を超過した世帯は、支給対象の子ども一人あたり月額5,000円の支給になります。

◇現況届の提出に必要なもの 健康保険被保険者証等の写し（国民年金加入の方は必要ありません）

当該住所地の市町村が発行する平成28年度児童手当用所得証明書

児童手当の現況届を忘れずに

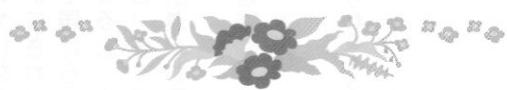
6月の臨床心理士による 教育相談

- 相談日 6月3日(金)・10日(金)・17日(金)・24日(金)
いずれも13時から17時
(1回約45分の事前予約制)
- 相談場所 リベルテホール
- 対象者 町内在住の子どもたち（中学生まで）とその保護者
- 申込方法 教育委員会事務局へ、電話でお申ください。
0744(52)3715
- 費用 相談は無料です。
- その他 高取中学校を拠点校として、スクールカウンセラーによる相談も行っています。
日時等につきましては、高取中学校までお問い合わせください。
0744(52)2151

子育て支援センター アミイクラブ

親子でふれあい、楽しい時間を一緒にすごしてみませんか？気軽に参加してみてください！

- と き 6月21日(火)10時～11時30分
- ところ たかとり保育園
- 対象者 0～3歳児とその保護者
- 内 容 つくってみよう！ お誕生日会
- 問い合わせ 子育て支援センター(たかとり保育園内)
0744(52)4368
- 申込時間 9時～16時まで
- ※会場の都合がありますので、参加を希望される方は開催日の2日前までにお申ください。



来日外国人犯罪防止に ご協力を！



○偽造パスポートで入国したり、在留期間を超えて日本に滞在する不法滞在者や、偽装結婚等により在留資格を得る偽装滞在者などが後を絶ちません。近年、悪質な不法滞在者がグループ化し、暴力団等の犯罪組織と共に謀して犯罪を犯すケースが増えており、我が国の治安を脅かしています。

奈良県における検挙 (平成27年37名)				
	韓国	中国	ベトナム	其他
ペル	6名	8名	16名	
その他	2名	5名		

外国人に関する犯罪を見聞きされた方は左記までご連絡ください。

○奈良県橿原警察署
0744(52)0110



こんにちは



地域包括支援センターです。

申込制『元気サロン』のご案内

「運動したいけど、機会がない」、「ひとりではなかなかできない」など、せっかくやる気があるのに心からだも閉じこもってはいませんか？

高取町では、毎月、“筋力アップ運動”や“有酸素運動”などを取り入れた、介護予防運動を行っています。ぜひこの機会に、これからもますます元気で過ごすためにも、一緒に楽しく運動してみませんか？

◎と き

「筋力アップ運動」

7月5日(火) 10時～11時(受付9時30分～10時)

「楽しく有酸素運動」

7月13日(水) 10時～11時(受付9時30分～10時)

「ステップアップ運動」

7月21日(木) 14時～15時(受付13時30分～14時)

※当日は健康チェックを行いますので、9時30分～10時
または13時30分～14時までにお越しください。

※定 員 各日、40名(定員になり次第締め切らせて
いただきます。)

◎持ち物　運動できるくつ、タオル、水分補給のお茶など

※現在、通院中の方や、身体等に心配のある方は、かかり
つけ医に相談してください。

◎ところ リベルテホール 2階大研修室

◎対象者 町内在住の65歳以上の方(介護保険第一号被保険者)

◎申込方法 6月1日(水)から申込を受付しますので、電話または、文化センター1階にある地域包括支援センターにお越しください。

◎申込・問い合わせ 地域包括支援センター 0744(52)5531

申込制『にこにこ介護予防講座』

のご案内

【お口の歯っぴい】

健康なお口の機能を維持することは、“おいしく食べて楽しく話すことにつながります。

◎と き 6月28日(火) 13時30分～15時

※定 員 40名(定員になり次第締め切らせていただきます。)

申込制『スペシャルリハ運動』

のご案内

膝が痛くなると日常生活に不便を感じることが多くなり、からだを動かす機会が減っていますか？理学療法士による【膝痛の対策・悪化予防】など学びませんか？

◎と き 6月23日(木) 9時30分～11時

◎定 員 20名(定員になり次第締め切らせていただきます。)

※現在、通院中の方や、身体等に心配のある方は、かかりつけ医に相談してください。



「お酒は万病のもと？それとも百薬の長？」

20歳すぎた人であれば、歓送迎会、仕事のお付き合いなど誰しもがお酒を飲む機会があるでしょう。
このお酒、体に良いとか、悪いとか…両面を耳にしませんか。本当のところどちらなのでしょうか？

“適量”的お酒はストレス解消、食欲増進等の効果あると報告されていますが、“適量以外”は「害」になります。長期の飲酒や過剰な飲酒は、急性アルコール中毒やアルコール依存症だけでなく身体にさまざまな病気を引き起こす原因になります。例えば…

- アルコールを分解する肝臓に負担がかかり「肝硬変」
- すい臓に負担がかかり「すい炎」や「糖尿病」
- アルコールの代謝産物で口腔・食道・肝臓・大腸、乳がん等の「がん」のリスクがアップ

※特に少量の飲酒で顔が赤くなる人は要注意

- 大量飲酒で脳にダメージ「認知症」
- アルコールへの依存で「うつ」のリスクがアップ
- アルコール(ビール等)の摂取で「通風」

飲みにケーション！ストレス発散！焼酎は大丈夫！お酒強いから！
今は何ともない！なんて間違った解釈でたくさん飲んでいませんか。



☆では“適量”とは…

1日の適量は純アルコールに換算して20gです。

お酒の量(ml) × (アルコール度数(%)) ÷ 100) × 0.8

お酒の種類	アルコール度数	純アルコール量
ピールロング缶	500ml	5% 20g
日本酒1合	180ml	15% 22g
ウイスキーダブル	60ml	43% 20g
焼酎(25度)1合	180ml	25% 36g
ワイン1杯	120ml	12% 12g

ただ、どんな人にとってもアルコールの適量が身体によいわけではありません。妊婦や糖尿病等の何らかの疾患がある方は適量でも健康を害するので、禁酒が基本です。また、アルコールから体を休めるための週に2日の「休肝日(お酒を飲まない日)」も必要です。

6月のごみ収集日

*ごみ搬出は、所定の場所に午前8時30分までにお願いいたします。

*【 】内は次月の最初の収集日。

*ごみを分別するときは、ごみの分別表をご覧ください。

可燃物 [もえる] ごみ

●ごみ110番 ●TEL 0744(52)3334 内線 500 住民課
501 環境事務所

月曜日・木曜日コース	火曜日・金曜日コース
下土佐・観覚寺・吉備・松山・羽内・藤井・市尾・ 谷田・与楽・寺崎・越智・車木	グリーンタウン・清水谷・上子島・下子島・上土佐・ 丹生谷・兵庫・森・田井庄・薩摩・佐田
2日・6日・9日・13日・16日・20日・23日・ 27日・30日【7月4日・7日・11日・14日】	3日・7日・10日・14日・17日・21日・24日・ 28日【7月1日・5日・8日・12日】

不燃物 [もえない] ごみ

第1・第3 火曜日	第2・第4 火曜日	第1・第3 木曜日	第2・第4 木曜日
下土佐・観覚寺・吉備・ 松山・羽内・藤井	市尾・谷田・与楽・ 寺崎・越智・車木	丹生谷・兵庫・田井庄・ 薩摩・森・佐田	グリーンタウン・清水谷・ 上子島・下子島・上土佐
7日・21日 【7月5日】	14日・28日 【7月12日】	2日・16日・30日(5週) 【7月7日】	9日・23日 【7月14日】

資源物「リサイクル」ごみ①

第1・第3 月曜日	第1・第3 水曜日	第1・第3 金曜日
市尾・谷田・与楽・ 寺崎・越智・車木	グリーンタウン・清水谷・上子島・下子島・ 上土佐・丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田	下土佐・観覚寺・吉備・ 松山・羽内・藤井
6日・20日【7月4日】	1日・15日・29日(5週)【7月6日】	3日・17日【7月1日】

資源物「リサイクル」ごみ②

第2・第4 月曜日	第2・第4 水曜日	第2・第4 金曜日
市尾・谷田・与楽・ 寺崎・越智・車木	グリーンタウン・清水谷・上子島・下子島・ 上土佐・丹生谷・兵庫・田井庄・薩摩・森・佐田	下土佐・観覚寺・吉備・ 松山・羽内・藤井
13日・27日【7月11日】	8日・22日【7月13日】	10日・24日【7月8日】

6月の し尿収集予定表

☆作業の都合上日程が前後する場合があります。
問い合わせ 住民課

日	曜日	向本班収集大字	岡本班収集大字	大中班収集大字
6月 1 日	水		丹生谷	丹生谷
2 日	木		丹生谷	丹生谷
3 日	金		丹生谷	丹生谷
21 日	火	森・佐田・薩摩・松山・市尾		
22 日	水	羽内・藤井・田井庄	観覚寺・下土佐・上土佐	
23 日	木	市尾【曾羽】・谷田	上子島・下子島	
24 日	金	兵庫	清水谷	
27 日	月	兵庫・車木・越智	吉備・下土佐・観覚寺【駅前】	
28 日	火	寺崎・与楽	観覚寺・下土佐	

申込	持ち物	費用	対象者	とき	ところ	持展品
セントラルへお申込ください。	おむつなど	バスタオルとお子さんの飲み物(ミルク・お茶など)、	とママまたはパパ	7月1日(金)	保健センター	母子健康手帳

とき	ところ	持展品
6月13日(月)	保健センター	離乳食相談など

とき	ところ	持展品
7月5日(火)	保健センター	赤ちゃん広場 (育児相談と子育て交流会)

とき	ところ	対象者	内容
9月11日か月児・3歳6か月児	保健センター	7月12日(火)	※(1歳6か月児のみ)尿検査

とき	ところ	持展品
平成28年4月5日生	保健センター	平成28年1月13日

とき	ところ	対象者
7月5日(火)	保健センター	3歳5か月児

とき	ところ	対象者	内容
7月14日(木)	保健センター	原則40歳以上	尿検査、身体測定、血圧測定、体脂肪測定、健康手帳(お持ちでない方は、当日、保健センターで交付します。)

とき	ところ	持展品
7月14日(木)	保健センター	尿(1歳6か月児のみ)

とき	ところ	対象者
7月12日(火)	保健センター	妊娠4~8か月の妊婦および産婦

■危険物安全週間 ■

~危険物 決めろ無事故のストライク~

皆さんの日常生活の中で、エネルギー源として切り離すことができないガソリンや灯油等の危険物は、誰でも簡単に入手することができ、使用することができる身近な存在になっています。しかし、これらの危険物は、安易な取扱いや油種を間違えるなど、身近にありすぎることでその危険性に対する意識が薄くなり、取り扱いの不備等による事故が起き、大きな被害をもたらします。危険物災害の防止、貯蔵・取扱いの注意喚起のため、6月5日(日)~11日(土)の1週間、全国一斉に危険物安全週間が実施されます。

皆さんも危険物からの災害をなくすため、貯蔵・取扱いには十分注意してください。

【身近な危険物】

ガソリン、灯油、軽油、てんぷら油、ジッポオイルの他に、化粧品や油性塗料、接着剤にも含まれている場合があります。容器に「火気厳禁・第一石油類・危険等級II」のような表示があれば、それは危険物の「しるし」です。取扱い上の注意をよく読み、事故を起こさないよう十分に気をつけましょう。

◇問い合わせ

奈良県広域消防組合高市消防署 0744(52)4499

6月24日(金)までに保健

センターへお申込ください。

男性の方 参加者大募集!!

男性料理教室のご案内

料理をしてみたいけど、なかなか手が出ないという方も大丈夫!バランスのよい食事や減塩食を学んで、食べて、お話しをしてみんなで楽しく過ごせる場です。健康的な生活を送るためのきっかけづくりをしませんか?

第1回目	9月10日(土)	第4回目	12月10日(土)
第2回目	10月8日(土)	第5回目	平成29年1月28日(土)
第3回目	12月3日(土)	第6回目	平成29年2月18日(土)

※日程は変更する場合があります。ご了承ください。

◎とき 各日10時~14時

◎ところ リベルテホール 調理室

◎材料費 1回につき500円

◎申込 6月20日(月)~30日(木)までに、お近くの食生活改善推進員もしくは、保健センターへお申込ください。

◎定員 約25人



放課後児童クラブ指導員(夏季期間中)募集

◇職種 放課後児童クラブ指導員(夏季期間中)

◇雇用予定人数 若干名

◇応募資格 資格の有無は問いませんが、保育士、幼稚園、小学校教諭資格などがある方を優先します。

※大学生、専門学校生等でも可

◇雇用期間 小学校夏休み期間(7月中旬~8月31日)

◇給与 時給816円(有資格者 895円)

◇加入保険 労災

【試験の日時・場所および内容】

(1)日時 6月27日(月)

(2)受付時間 9時~9時20分 試験開始 9時30分

(3)試験内容 作文・面接

(4)試験に持参するもの 受験票・筆記用具

【受験の申込】

受験される方は、次の書類を受付期間内に提出してください。

(ア)高取町臨時職員雇用試験申込書(町ホームページ)

ジからダウンロードしていただけます。役場総務課で配布しています)

(イ)写真2枚(最近3ヶ月以内の撮影、上半身、脱帽、縦5cm横4cm)

(ウ)有資格者の方は、その資格の証明書の写し

【受験期間および受付場所】

(1)受付期間 6月1日(水)~24日(金)

※ただし、土・日曜日・祝日は除く

受付時間 9時~17時(土日・祝日を除く)

(2)受付場所 総務課(庁舎2階)

(3)申込方法 持参による受付のみ(代理人による提出可)※郵送による受付は、行いません。

【合格発表】合否にかかわらず、本人に通知します。

【問い合わせ】 総務課

要介護等認定調査員を募集します

高取町に在住する介護保険被保険者からの要介護等認定更新申請に対し、要介護等認定業務に遅滞が生じないよう調査受入可能件数を増やす必要があるため、次の応募要件を満たす人の公募を実施します。

①業務概要

(1)業務名

(2)業務内容

要介護等認定調査業務
要介護等認定申請があつた被保険者に面接し、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項(被保険者の病状および当該者が現に受けている医療の状況)についての調査を、記入の手引きに従い指定の認定調査様式を用いて行うものです。

②応募要件

次のすべての要件を満たしていること。

(1)保健師、看護師、准看護師、介護支援専門員、社会福祉士、作業療法士、理学療法士のいずれかの免許取得者で認定調査員初任者研修を受講していること。

(2)平成28年4月1日現在、65歳未満であること。

(3)平成28年4月1日現在、居宅介護支援事業所等に所属していないこと。

(4)普通乗用車運転免許を取得していること。

③応募書類等の提出

(1)提出書類

(1)(ア)履歴書(市販のもので可)
(1)(イ)上記(1)の資格に係る資格書等の写し

(2)募集期間

随時募集しています。

(3)提出場所

福祉課

(4)提出方法

右記提出場所に持参してください。ただし、持参時に面談させていただきま

すので持参前に左記問い合わせ先にお電話ください。受付

時間は9時から17時までとし、
郵送・電子メール・FAXお
よび土曜日・日曜日・祝日の
提出は受けられません。

④問い合わせ

福祉課



6月の相談日

22日

8日

22日

とき 水曜日
ところ 老人福祉センター
13時~16時
(行政相談)
2階

坂田 周子
藤田 泰浩
(一般相談)
(敬称略)

※6月の人権相談については、4ページをご覧ください。

◎どうぞ、お気軽に相談ください。



心配ごと相談所